

## 国民健康保険の新しい保険証を送付します

現在、皆さんがお使いの国民健康保険の保険証は有効期限が8月31日です。新しい保険証を、8月中旬に簡易書留で各家庭に送付します。9月1日以降に診療を受けるときには、必ず新しい保険証を医療機関に提出してください。

保険証は国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。汚したり、紛失したりしないように大切に保管しましょう。

### ◆別の健康保険に加入した場合

国民健康保険の喪失届出が必要です。

▼届出時に必要なもの①国民健康保険証②新しい保険証（いずれも喪失する方全員のもの／コピー可）③みとめ印（世帯主以外が届出する場合）

▼保険年金課

☎23局2149 ☎23局0180

## ひきこもり家族教室を 開催します

▼対象＝ひきこもり者のご家族、不登校者のご家族 ▼期日／内容＝

【8月25日（月）】ひきこもりの対応

と必要とされる支援／講師＝河野久忠氏（NPO法人青少年自立支援センター）【9月8日（月）】ひきこ

もりのサポート／講師＝鈴木法政氏（がまごおり若者サポートステーション）【9月29日（月）】当事者の体験談 ▼時間＝いずれも午後2時～4時 ▼場所＝ウイズ豊川（第1回のみ豊川保健所） ▼定員＝30名（先着順） ▼申し込み＝電話またはFAXにて（FAXの場合は、住所・氏名・電話番号を明記）

▼豊川保健所

☎（0533）86局3626

☎（0533）89局6758

## 医療機関の適正受診にご協力ください

休日・夜間の救急病院などは、緊急性の高い重症患者を受け入れるための施設です。

軽い症状にも関わらず「平日の昼間は仕事があるから」「待ち時間が少ないから」などの理由で、軽症患者が多く受診されると重症患者の対応に支障をきたすおそれがあります。また、医療スタッフの負担もさらに大きくなることで救急医療体制が維持できなくなります。

休日・夜間は割増料金で医療費が

高くなります。緊急時以外は、できる限り診療時間内に受診しましょう。

◆東三河4市（田原市・豊橋市・豊川市・蒲都市）で協力し合い地域医療を守ります

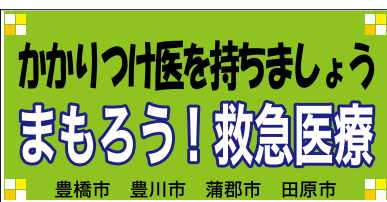
東三河4市では、「適正受診」のPRのため、共同でホームページ「救急ナビっち」(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/14844.htm>)を立ち上げました。お住まいの近くにある医療機関の情報や休日・夜間での急病時、その時診てもらえる医療機関を検索する方法をご案内しています。



適正受診に関するお役立ち情報も掲載するなど、市民の皆さんが使いやすいページですので、ぜひご利用ください。

また、PRのためのマグネットシートを各市の公用車に張り付け、啓発を行います。

▼健康課（市役所内）  
☎23局3515 ☎23局3810



# 税

TAX

## 個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

◆個人事業税の第一期分の納期限は9月1日（日）です

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストア（納付金額が30万円以下のものに限る）、県税事務所で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、口座を開設している金融機関で手続きをしてください。

※手続きの時期により、第二期分からの取り扱いとなる場合があります。

▼東三河県税事務所課税第一課  
☎（0532）35局6127

☎<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

